

## 東京都交通局専門課長設置要綱

平成29年2月9日

28交総第1172号

### (設置目的)

第1 特定の行政分野に精通する職員の専門的能力を生かすことにより、複雑化し、専門化する職務に的確に対応していくことを目的とする。

### (職位及び職名)

第2 東京都交通局組織規程（昭和37年交通局規程第33号）第4条に規定する職に位置付け、部に設置する。

2 職名は、「専門課長」とする。

なお、職務内容を明確に表現するため、専門分野名を名称の一部として付するものとする。

### (職責及び設置基準)

第3 専門課長は、部長の命を受け、専門分野において、担任の事務を処理する。

2 専門課長は、別表1に定める設置基準に基づき設置する。

### (専門分野及び設置場所)

第4 専門課長は、別表2の専門分野ごとに定める設置場所のうちから設置することとする。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

別表 1

設 置 基 準	
基 準	細 目
<p>1 行政執行上、特定の知識・経験を活用することが組織的に必要とされている職務であること。</p> <p>2 4級職（課長級）の職務であること。</p> <p>3 専門職の設置により具体的な行政上の効果が期待できる職務であること。</p>	<p>(1) 専門性 専門的な知識・経験・技術が必要とされる職務の有無</p> <p>(2) 人材の確保・育成 当該行政専門職に任用可能な職員を、今後とも育成し、確保することが可能か。</p> <p>(3) 組織効果 当該職種の仕事の中で、専門職を設置することにより、高い行政執行上の効果が期待できる職務があるか。 また、設置効果について定量的・定性的な測定が可能か。</p> <p>(4) 任用可能性 ア 行政専門職としての業績・経験を踏まえ、将来ライン課長等に任用することが可能か。  イ 専門性を共有し、同様に行政専門職を設置可能な職場が存在するか。</p> <p>(5) 分任事項の有無 課長の事務を明確に分任するものであるか。</p>

別表 2

区分	専門分野	設置場所
事業部単位を基本とする政策 分野において専門性を幅広く 発揮する行政専門職	鉄軌道事業企画	電車部
	バス事業企画	自動車部
	鉄軌道車両電気技術	車両電気部
	鉄軌道構造物	建設工務部